

令和8年度 みんなの生物多様性サポーター支援事業 募集要領（3次公募）

みんなの生物多様性サポーター支援事業に応募申請するものは、この要領に基づき、応募するものとする。

なお、補助金等に係る細部事項は、知事が別に定める。

1 募集対象事業

募集の対象となる事業は以下のとおりとする。ただし、地域住民参加型であること、もしくは地域住民に活動結果をフィードバックできる取組であることが必要である。

- (1) 講演会や教育活動など、生物多様性の保全に関する普及啓発活動
- (2) 自然観察会など、自然とのふれあいの推進に関する活動
- (3) 地域の生態系の保全に関する活動
- (4) 野生動植物の生息・生育の調査研究に関する活動（地域住民参加型のものに限る）
- (5) 絶滅危惧種の野生動植物の保護に関する活動
- (6) 外来種の防除に関する活動

2 定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「絶滅危惧種の野生動植物」とは、環境省レッドデータブック及びレッドリスト並びに鹿児島県レッドデータブック及びレッドリストに掲載されている種並びにその他法令で希少野生動植物として指定されている種をいう。
- (2) 「外来種」とは、特定外来生物による被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物、指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例に基づく指定外来動植物及び鹿児島県外来種リストに掲載されている種をいう。

3 補助対象外となる事業

「1」の要件を満たす場合でも、次に該当する事業は応募できないものとする。

- (1) 当該事業で実施する活動について、既に他の機関から補助・助成等を受けている、又は受ける見込みであるもの
- (2) 特定の事業者の利益のために行われるもの
- (3) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められるもの
- (4) その他「みんなの生物多様性サポーター支援事業」としてふさわしくないと認められるもの

4 事業期間

交付決定日から令和9年3月31日までに完了できるものであること。

5 申請者の応募要件

生物多様性の保全再生活動等に取り組む、鹿児島県内に所在する法人・団体で、次の要件をすべて具備しているものとする。

- (1) 自ら企画した事業を県内で実践できること
- (2) 自主的、組織的な活動で事業を完遂できること
- (3) 補助金の使途に係る条件遵守が確実であり、補助金交付関連書類の作成・提出を自主的に速やかに行えること
- (4) 営利を目的としないこと
- (5) 自己又は団体の役員等が「鹿児島県暴力団排除活動の推進に関する条例」で規定する暴力団等でないこと及びその経営に実質的に関与していないこと

6 補助対象経費

補助対象となる経費は下表のとおりとする。

費 目	「内容」及び「経費限度額」等
報償費	講師・専門家等への謝金 ※経費の総額は 40,000 円以内とし、必要最小限の人数とする
使用料・賃借料	会場費(飲食に係る経費は対象外)、車両・機材等借料等 ※必要最小限の数量、金額
需用費	消耗品費(事務用品等)、修繕料(事業の実施にあたり必要な備品・物品等の一部を修理・補修する経費)、燃料費(事業の実施にあたり使用する車両・機材等の燃料に係る経費)、印刷製本費(事業の実施にあたりパンフレット等の作成や資料の印刷等に係る経費)等 ※必要最小限の数量、金額
役務費	保険料(観察会等の実施に係る傷害保険)、郵便料、手数料等 ※必要最小限の数量、金額
旅費	講師・専門家等への交通費 ※総額 20,000 円以内とし、宿泊費及び宿泊費を含むいわゆるパック料金は対象外とする。

※ 次の経費については、補助の対象とならない。

- (1) 団体の一般運営費
- (2) ホテル旅館等の宿泊費
- (3) 食糧費(教材として使用するものを除く)
- (4) 参加者の居住地から集合・解散場所までの旅費(講師・専門家等に対する交通費を除く)
- (5) 法定耐用年数が 5 年以上の資材、事務用品

※ 事業の遂行に必須と認められる場合であって、将来的にも専ら団体による生物多

様性の保全再生活動等に使用されることが確実である場合はこの限りではない。

7 補助率及び補助限度額

補助率は補助対象経費の 10/10 以内とする。ただし、1 事業の補助限度額は 10 万円とする。

8 応募方法

「みんなの生物多様性サポーター支援事業応募申請書」（様式 1）及び経費内訳書（様式 2）によるものとする。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

9 公募期間

令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 30 日（水）

10 応募先

鹿児島県環境林務部自然保護課へ提出する。

11 採択の決定及び通知

応募申請書等を選定委員会で審査のうえ補助対象事業者を決定し、選定結果を応募申請者に通知する。

なお、県は補助金の適切な交付を行うために必要があると認めた場合は、当該応募申請内容に修正を加え、又は条件を付すことができるものとする。

12 みんなの生物多様性サポーター支援事業の選定等について

当事業は事業選定委員会を実施し、実施基準を満たした各種団体毎に、次の項目について評価し、補助対象事業を選定する。

- (1) 事業内容が支援対象としてふさわしい内容か
- (2) 事業計画が具体的で実現可能か
- (3) 地域住民を巻き込む活動となっているか
- (4) 事業経費が参加人数や内容等から判断して適切かつ妥当なものか
- (5) 地域の生物多様性の保全・再生や普及啓発につながるものであるか
- (6) 期待される効果が得られる事業内容となっているか
- (7) 過去にみんなの生物多様性サポーター支援事業の補助を受けた実績があるか

13 その他

参考資料の徴収について、積算単価の根拠となるカタログや見積書の写し等を参考資料として求める場合がある。